3　登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

一　十名

二　その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数

第九十二条中「第六十一条第七項」を「第六十一条第九項」に改める。

第百三条第三項中「第六十一条第五項」を「第六十一条第七項」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四項及び第六項」を「第六項及び第八項」に改める。

（特定目的会社登記規則の一部改正）

第三条　特定目的会社登記規則（平成十年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「限る。」の下に「又は同項の書面に会社法人等番号（投資組合法第三十三条又は事業組合法第七十三条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。別表第一及び別表第二において同じ。）を記載した法人」を加える。

第八条中「第二十一条」を「第二十一条（第三項第二号を除く。）」に改める。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第六条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「限る。」の下に「又は同項の書面に会社法人等番号（信託法第二百四十七条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条に規定する会社法人等番号をいう。別表において同じ。）を記載した法人」を加える。

第八条中「から第二十二条まで」を「、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「から第六項まで」を「及び第四項から第八項まで」に、「第六十一条第五項」を「第六十一条第七項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした登記の申請については、この省令による改正後の商業登記規則第六十一条第二項又は第三項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省令第二十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条並びに統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第三第三欄第二号及び同表第四欄第一号並びに同令別表第四の一の項第三欄第二号及び同項第五欄第一号の規定に基づき、学校基本調査規則及び学校教員統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

文部科学大臣　馳　浩

学校基本調査規則及び学校教員統計調査規則の一部を改正する省令

（学校基本調査規則の一部改正）

第一条　学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中学校の長の項中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第二項第五号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第九条第一項の表学校調査の項及び卒業後の状況調査の項、同条第二項の表学校調査の項、学校施設調査の項及び卒業後の状況調査の項並びに第十二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第二条　学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、同条第二項中「副校長」の下に「（副園長を含む。）」を、「主幹教諭」の下に「（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）」を、「栄養教諭」の下に「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭」を加える。

第六条第一項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があつたので、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（平成二十七年総務省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十日

総務大臣　山本　早苗

表名称の項中「民主党本部周辺地域」を「民進党本部周辺地域」に改める。

○外務省告示第百三十二号

ヨルダン・ハシェミット王国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十七年五月二十七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十八年五月二十七日にヨルダン・ハシェミット王国について効力を生ずる。

（平成二十七年五月二十七日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十八年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三十一号

ニカラグア共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十六年四月四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十六年五月四日にニカラグア共和国について効力を生じた。

（平成二十六年四月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十八年四月二十日

外務大臣　岸田　文雄